

令和 2 年度 決算説明資料

令和 3 年 10 月 7 日
教 育 委 員 会

目 次

頁

1	指定管理者制度を導入している図書館の運営費について	・・・	1
2	図書購入費について	・・・	1
3	なごや子ども応援委員会スクールカウンセラーの経歴について	・・・	2
4	なごや子ども応援委員会の人員体制について	・・・	3
5	なごや子ども応援委員会の設置状況といじめの認知件数の推移について	・・・	5
6	中学校における自死事案の発生件数について	・・・	6
7	名東区自死事案におけるなごや子ども応援委員会の対応について	・・・	7
8	指定都市におけるいじめ事案の調査組織について	・・・	8

<参考>

	いじめ防止対策推進法に基づく再調査に係る経緯及び対応状況	・・・	9
	いじめ防止対策推進法に基づく調査比較	・・・	10
	いじめ認定の相違について	・・・	11
9	名東区自死事案におけるいじめ対策検討会議の提言を受けた対応について	・・・	13

<参考>

	名東区自死事案におけるいじめ問題再調査委員会の提言を受けた対応について1	・・・	14
	名東区自死事案におけるいじめ問題再調査委員会の提言を受けた対応について2	・・・	15
10	報告・相談アプリの相談件数について	・・・	16

11	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされることに関する相談件数と対応状況について	・・・	17
12	他都市における I C T 支援員の派遣状況について	・・・	18
13	小学校給食における食物アレルギー対応について	・・・	19
14	勤務時間外の在校時間が月 4 5 時間以上の教職員数について	・・・	21
15	教員の負担軽減に係るアンケート結果について	・・・	21
16	学校給食調理場における空調設備の整備状況について	・・・	22
17	特別支援学校の教室不足について	・・・	23
18	特別支援学校における児童生徒数の推移について	・・・	24
19	特別支援学級在籍者数の推移について	・・・	24
20	特別支援学校における習熟度別指導について	・・・	25
21	主な不用額について	・・・	26

1 指定管理者制度を導入している図書館の運営費について

(単位：千円)

区 分	直 営 時	2 年 度
人 件 費	246,339	27,009
管理運営費	93,837	7,634
指定管理料	—	268,067
計	340,176	302,710

(注) 直営時の運営費は、指定管理者制度を導入した前年度の決算額を掲げた。

2 図書購入費について

(単位：千円)

区 分	元 年 度	2 年 度	増 減
図書購入費	147,285	140,018	△7,267

3 なごや子ども応援委員会スクールカウンセラーの経歴について

(1) 経歴

(単位：人、%)

区 分	人 数	割 合
新卒（大学院）採用	11	9.7
職務経験あり	102	90.3
計	113	—

(2) 採用前の職務経験

(単位：人、%)

区 分	分 野	人 数	割 合
心 理 に 関する職	教 育	81	79.4
	医 療 ・ 保 健	62	60.8
	福 祉	57	55.9
	司法・法務・警察	3	2.9
	産 業 ・ 労 働	4	3.9
心理に関する職以外		47	46.1

(注1) 割合は、職務経験があるなごや子ども応援委員会スクールカウンセラーの人数102人を母数として算出した数値を掲げた。

(注2) 複数の区分に該当する場合は、それぞれに計上した。

(3) スクールカウンセラー経験者

(単位：人、%)

区 分	人 数	割 合
経 験 者	75	73.5
うち本市での経験者	34	33.3

(注) 割合は、職務経験があるなごや子ども応援委員会スクールカウンセラーの人数102人を母数として算出した数値を掲げた。

4 なごや子ども応援委員会の人員体制について

(1) 配置状況

(単位：人)

区 分	人数	
子ども応援室	主任総合援助職	3
事務局校 (11校)	スクールカウンセラー 又は総合援助職	1
	スクールソーシャルワーカー 又は総合援助職	2
	スクールアドバイザー	1
	スクールポリス	1
	計	5
事務局校以外の中学校 (99校)	スクールカウンセラー 又は総合援助職	1

(2) 配置人数の推移

(単位：人)

区 分	総 合 援助職 (常勤・ 定年制)	スクール カウンセ ラー (常勤・ 任期付)	スクール ソーシャ ルワーカー (常勤・ 任期付)	スクール アドバ イザー (常勤・ 任期付)	スクール ポリス (非常勤)	計
平成26年度	—	11	11	11	11	44
27年度	—	22	13	11	11	57
28年度	—	36	17	11	11	75
29年度	—	58	18	11	11	98
30年度	—	84	20	11	11	126
令和 元年度	—	110	22	11	11	154
2年度	15	100	20	11	11	157

(注1) 総合援助職の人数には、主任総合援助職3人を含む。

(注2) 令和元年度に全中学校へ職員の配置が完了した。

5 なごや子ども応援委員会の設置状況といじめの認知 件数の推移について

(単位：校、%、件)

区 分	なごや子ども応援委員会の設置状況		いじめの認知件数		
	校 数	割 合	小学校	中学校	計
平成26年度	11	10.0	999	580	1,579
27年度	22	20.0	1,157	658	1,815
28年度	36	32.7	1,385	658	2,043
29年度	58	52.7	1,148	577	1,725
30年度	84	76.4	1,711	807	2,518
令和 元年度	110	100.0	1,789	781	2,570
2年度	110	100.0	1,859	645	2,504

6 中学校における自死事案の発生件数について

(単位：件、校)

区 分	発生件数	うち、なごや子ども応援 委員会の設置校数
平成26年度	—	—
27年度	3	—
28年度	1	1
29年度	1	—
30年度	2	2
令和 元年度	3	3
2年度	5	5

7 名東区自死事案における なごや子ども応援委員会の対応について

○事案が発生した当時は、なごや子ども応援委員会スクールカウンセラーは当該校に配置されていなかった。また、非常勤スクールカウンセラーは当該校に配置されていたが、当該生徒には関わっていなかった。

○事案発生後、緊急対応として他の中学校に配置されていたなごや子ども応援委員会スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が、当該校において生徒や保護者の心のケア、教職員の相談に対応した。

○事案発生の翌年度より、当該校になごや子ども応援委員会スクールカウンセラーを配置した。

8 指定都市におけるいじめ事案の調査組織について

区 分	調 査 組 織 (教育委員会の附属機関)		再 調 査 組 織 (市長の附属機関)		再調査組織 による調査
	設 置	設置年度	設 置	設置年度	
札幌市	有	平成26年度	有	平成27年度	無
仙台市	有	平成26年度	有	平成26年度	有
さいたま市	有	平成26年度	無	—	無
千葉市	有	平成26年度	有	平成26年度	無
川崎市	有	平成26年度	有	平成26年度	無
横浜市	有	平成26年度	有	平成26年度	無
相模原市	有	平成26年度	有	平成26年度	無
新潟市	有	平成26年度	有	平成26年度	無
静岡市	有	平成27年度	有	平成27年度	有
浜松市	無	—	有	平成26年度	非公表
京都市	有	平成26年度	有	平成26年度	無
大阪市	有	平成25年度	無	—	無
堺市	有	平成26年度	有	令和2年度	無
神戸市	有	—	無	—	有
岡山市	有	平成26年度	有	平成26年度	無
広島市	有	平成26年度	無	—	無
北九州市	有	平成26年度	有	平成26年度	無
福岡市	有	平成26年度	有	平成27年度	無
熊本市	有	平成26年度	有	平成30年度	無
名古屋市	有	平成27年度	有	令和元年度	有

(注1) 令和3年3月末日現在の状況を掲げた。

(注2) 設置年度には、設置根拠条例が施行された年度を掲げた。

(注3) 神戸市は、事案ごとに調査組織を規則で設置している。

<参考>いじめ防止対策推進法に基づく再調査に係る 経緯及び対応状況

(1) 経緯

区 分	内 容
平成30年 1 月 5 日	名東区における市立中学校生徒の自死事案発生
平成30年 5 月18日	教育委員会がいじめ対策検討会議に調査を諮問
平成31年 4 月 9 日	いじめ対策検討会議が教育委員会に調査結果を答申
令和 元 年10月 4 日	いじめ問題再調査委員会条例施行
令和 2 年 3 月14日	市長がいじめ問題再調査委員会に再調査を諮問

(2) 再調査に係る対応状況

区 分	対 応
元 年 度	○いじめ問題再調査委員会委員・調査員の委嘱 ○市長が再調査を諮問 ○いじめ問題再調査委員会の活動 ・再調査委員会の開催（2回） ・遺族意見聴取、遺族報告 ・有識者による講義
2 年 度	○いじめ問題再調査委員会の活動 ・再調査委員会の開催（11回） ・聴取り調査（延べ77人） ・遺族意見聴取、遺族報告 ・学校及び地域関係者懇談 ・学校見学 ○いじめ問題再調査委員会から市長に調査期間延長の 申入れ

<参考>いじめ防止対策推進法に基づく調査比較

(令和2年度末時点)

区 分	い じ め 問 題 再 調 査 委 員 会	(参 考) い じ め 対 策 検 討 会 議
調 査 組 織	市長の附属機関	教育委員会の附属機関
所 管	子ども青少年局	教育委員会
設 置 根 拠	法第30条第2項	法第28条第1項
調 査 開 始	令和2年3月	平成30年5月
答 申	—	平成31年4月
会 議 開 催 回 数	13回	13回
委員・調査員	委員長 安保 千秋 (弁護士) 委員長職務代理 望月 彰 (学識経験者) 委員 芦名 猛夫 (学識経験者) 土橋 央征 (弁護士) 調査員 赤嶺 雄大 (弁護士) 谷澤 貴弘 (弁護士)	会長 山田 敦朗 (精神科医師) 副会長 犬飼 敦雄 (弁護士) 委員 小竹 佑一 (学識経験者) 鈴木 真佐子 (精神科医師) 高島 徹 (社会福祉士) 坪井 裕子 (臨床心理士)
調 査 方 法	教育委員会が実施した基本調査及びいじめ対策検討会議が実施した調査の結果に加え、独自に聴取・資料収集等を実施	教育委員会が実施した基本調査の結果に加え、独自に聴取・資料収集等を実施
聴 取 対 象	生徒、教職員、遺族、教育委員会、その他 (前居住地の友人・小中学校の教員等)	生徒、教職員、遺族、教育委員会

注：「いじめ対策検討会議」は、平成31年4月の答申時点について記載

<参考>いじめ認定の相違について

(1) 事実の認定に係る相違について

名古屋市いじめ対策検討会議 の調査報告	名古屋市いじめ問題再調査委員会 の調査報告
・無記名式アンケートにおいて当該生徒を教えることに関し「嫌だ、めんどくさい。」と話している部員が近くにいるという記載があった。聞き取り等を行ったが、このことについて発言者の特定にはいたらなかった。 ・無記名式アンケートにおいて、「これは本人から聞いた話ですが、IやCが少し怖く、無視をされていたとは聞いたことがあります。だけど、いじめみたいなものは、部活でみたことはありません。だけど、部活の何人かの人たちを怖がっていたみたいです。」という記述があるが、その後の聞き取りで記載者を特定できず、他の部員からも無視している状況などについて事実確認はできていない。	・数名の部員からの聴取・アンケート結果によると、1年生の中でも当該生徒の練習に付き合う部員と、付き合わない部員がいたとのことであった。無記名アンケートでは、「嫌だ、めんどくさい」と言っていた部員もいたとのことである。

(2) いじめの認定に係る相違について

名古屋市いじめ対策検討会議 の調査報告	名古屋市いじめ問題再調査委員会 の調査報告
・個別練習についてIやCが積極的には手伝わず、Iは嫌な顔をしたようであるが、当該生徒は気が合う部員に手伝いを依頼して、IやCなどには依頼しなかった。 ・当該生徒は、保護者にIが嫌な顔をしたと話をしているが、結局Iが手伝ったのかどうか分からず、また無視ということもどのような状況を捉えて無視と話していたのか分からず、Iが意図的に行っていたのかも分からない。周りでIが当該生徒を無視しているのに気づいていた部員はいない。	・11月後半頃から12月前半頃までの間、当該生徒がある部員に練習相手を頼んだところ、練習を手伝ってくれず、無視されるということがあった。 ・この事実は、当該生徒の母が当該生徒から聞いていた。アンケートなどにも無視と思われる行為があったことが記載されていること、その部員自身が当該生徒を嫌悪する発言をしていたことなどから認定できる。 ・その部員以外にも、同じ頃、複数の他の部員が当該生徒の練習を手伝わないといったことがあった。この事実は、生徒

名古屋市いじめ対策検討会議 の調査報告	名古屋市いじめ問題再調査委員会 の調査報告
・当該生徒は他の部員に I について苦手と話しており、教育相談アンケートで気の合わない人がいると答えたが、嫌がらせ・脅し・暴力などについて「受けたことも見たこともない」に○をつけ、保護者会においても困ったことはないと答えている。 ・保護者も当該生徒から I の行為を聞きながらも、部活動に入ったばかりで合う合わないのレベルの話として感じており、付き合わなければよいと当該生徒に話し、ひどいことがあれば親に話すように話したが、その後 I の話を聞かなくなり、保護者によれば、当該生徒は部活動を楽しそうにしていたと感じていたとのことである。 ・当該生徒は学級においても人見知りがあり、積極的に話しかけていかなかった様子がうかがわれ、ソフトテニス部の個別練習についても、他の部員に声をかけてみて、優しく対応してくれる部員を見つけて手伝いを依頼し、少しずつ部活動の中でも気の合う友人を増やしていったと考えるのが相当である。 ・これまでに得られた情報に基づき、当該生徒が心身に苦痛を感じるいじめ行為をソフトテニス部員によって行われていたとまでは認めることはできないと判断した。	からのヒアリング及びアンケート結果から認められた。 ・当該生徒にとって部活動の雰囲気は、孤独感や自己肯定感の低下を招き、ストレスをため込みやすくなる要因として指摘できる。 ・転校前の中学校では友人も多く部活動にもなじんでいたにもかかわらず、転校後の当該校においてはクラスを含めた学校生活全般において不満や不安を感じるなどしており、いわば「居場所」が無い状況であった。 ・練習を手伝わないという行為は、一般人からみて精神的に苦痛を感じるほどの行為であると断定することはできない。 ・一般的には苦痛を感じるとまではいえない行為だったとしても、このように部活動になじめておらず、自己肯定感が低下している当該生徒においては、苦痛に感じていた可能性が高いといえる。 ・当該生徒は、練習相手を頼んだにもかかわらず練習を手伝ってくれず、無視されるという行為に関して、苦痛を感じていると述べていたこともあり、本委員会としては、その部員の行為については、いじめであると認定する。 ・他の部員の練習を手伝わないという行為についても、質的な差はない。複数の生徒から同様に練習を手伝ってもらえないという行為によって、当該生徒は苦痛を感じていたと推認でき、本委員会としては、これらの行為についてもいじめと認定した。

9 名東区自死事案におけるいじめ対策検討会議の 提言を受けた対応について

(1) 教育委員会

区 分	対 応
各学校への指導	○学校いじめ防止基本方針に沿った対応の徹底 ○学校生活アンケートの活用促進 ○転入生に対する配慮についての指導・助言
教職員研修の実施	○調査報告書の概要を用いた校内研修の実施を指示
部活動の在り方	○活動基準の遵守及び実態調査 ○部活動顧問への研修を実施

(2) 当該校

区 分	対 応
校務分掌	○教育相談部を新設
学校生活アンケート の活用	○学年別、部活動別一覧表による校内での共通理解の形成と対応 ○支援方針について保護者と共通理解の形成
転入生に対する支援体制	○顔写真を職員室内で掲示 ○転入生同士やスクールカウンセラーとの結びつきを深める会を開催 ○転入生と学級担任との間で生活ノートを交換
部活動の運営	○活動基準の遵守 ○生徒の自主性を尊重した練習内容や顧問の指導の在り方について確認 ○部活動顧問がクラブチームの監督になることや合宿を禁止

＜参考＞ 名東区自死事案におけるいじめ問題
再調査委員会の提言を受けた対応について 1

(1) 教育委員会

区 分	対 応
各学校への指導	○いじめが存在することを前提とする学校運営の徹底 ○学校生活アンケートの活用促進 ○転入生にスクールカウンセラーや養護教諭と個別に引き合わせるよう指示 ○転入後の定期的な面談を指示
教職員研修の実施	○調査報告書を用いた校内研修の実施を指示 ○部活動顧問対象の研修を実施 ○学校生活アンケートの校内研修の実施を指示
部活動の在り方	○活動基準に合宿、私的クラブチームの禁止を明記 ○「部活動に関するチェックシート」の実施

(2) 当該校

区 分	対 応
保護者への通知	○「子どもたちの命を大切にする学校づくりに向けて」を保護者に配付し、子どもたちの命を大切にするための学校の取組みを知らせるとともに、協力を依頼

<参考> 名東区自死事案におけるいじめ問題 再調査委員会の提言を受けた対応について 2

中学校保護者の皆様へ

子どもたちの命を大切にする学校づくりに向けて

日頃は、本校の教育活動にご理解とご支援を賜り、ありがとうございます。

既に、報道によりご承知のことと思いますが、平成29年度に、転入して間もない本校の生徒が、自ら命を絶ちました。当時の状況について、先日、再調査委員会の報告があり、「生徒が置かれている立場を考慮し、生徒が苦痛を感じていると認定できる場合は、いじめと認定する」という方針のもと、いじめがあったと認定されました。そして、学校の対応について厳しく指摘され、今後についての提言がありました。学校生活が子どもたちの生活の多くの時間に関わっていることから、報告と提言を真摯に受け止め、生徒の変化や心の内面に気付けなかったことをお詫びするとともに、改めて、子どもたちの命を大切にする学校づくりを目指してまいります。

学校は、人間関係を学ぶ場であることから、認定された関わり方は学校では起こりうる姿と考えます。大切なのは、周りにいる人が心に苦痛を感じていることに気づき、苦痛を取り除く糸口を早期に探り、共に解決を図ることです。子どもたちは、その場では弱音を吐きません。しかし、何らかのSOSを発すると言われていています。子どもたちとの信頼関係を構築し、SOSを見逃さず寄り添うことで重大な状態を回避するよう努めます。

本校が、子どもたちの命を大切にする学校づくりに向けて行っていることは、次のとおりですのでお伝えいたします。

- 子どもたちが悩みを伝えやすい環境をつくるため、毎日の生活ノートや、教育相談等に繋がる各種アンケート、ハイパーQ U、「気づいてる？こころのSOS」を有効に活用し、心の状態の把握に努めています。内容は、悩みの状況に応じて子どもの相談を受けるとともに、必要に応じて、教科担任や学年は勿論、部活動顧問など校内で情報共有しています。
- 子どもたちの悩みやその問題解決に当たっては、子どもたちの気持ちにより添い、スクールカウンセラーも含めた学校全体で連携する体制を整えています。また、保護者の皆様からお話を伺い、家庭と連携して悩みが解決できるようにしています。
- 本校は、転入生が多い現状を踏まえ、転入生交流会を実施するとともに、スクールカウンセラーとのつながりをつくり、早期に悩みに寄り添える関係を構築しています。
- 部活動は「楽しく充実した部活動」を目指し、子どもたちの主体性を大切にしています。活動は、名古屋市部活動活動日・活動時間のガイドラインに則って計画しています。また、命を守る観点から熱中症対策についても基準をつくって実施しています。
- いじめと思われるトラブルについては、いじめ等対策委員会等で協議し、いじめがあることを前提に、よりよい関わり方や対人関係の構築ができるよう子どもたちと共に考えます。

子どもたちの命を守る学校づくりに向けては、いじめ防止は勿論のこと、感染症対策や災害発生時の心の不安など、様々な場で子どもたちの心に寄り添うよう努めていきます。しかしながら、学校が、子どもの心の全てを感じて見取することはできません。ご家庭で気になる言葉や様子がありましたら、お子様に声を掛けていただき、また、どんな些細なことでも躊躇せず学校へお伝えいただき、子どもたちの命を守るための連携をしていきたいと思っております。ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

名古屋市立 中学校長

10 報告・相談アプリの相談件数について

(単位：件)

区 分	元年度	2年度
軽度の相談、質問	234	328
落ち込み、不安、悩み	109	175
い じ め	44	19
自 傷	10	15
自 殺	47	14
喫 煙	—	3
不 登 校	6	—
計	450	554

(注) 各年度3月末日現在の数値を掲げた。

1 1 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを
されることに関する相談件数と対応状況について

(単位：件)

区 分		解 消	取組み中	計
小 学 校	1 年 生	—	—	—
	2 年 生	1	—	1
	3 年 生	2	—	2
	4 年 生	9	2	1 1
	5 年 生	1 9	8	2 7
	6 年 生	4 6	1 6	6 2
	小 計	7 7	2 6	1 0 3
中 学 校	1 年 生	5 9	2 6	8 5
	2 年 生	2 4	9	3 3
	3 年 生	2 2	6	2 8
	小 計	1 0 5	4 1	1 4 6
計		1 8 2	6 7	2 4 9

(注) 令和 3 年 3 月末日現在の数値を掲げた。

1 2 他都市における I C T 支援員の派遣状況について

区 分	内 容
横 浜 市	○小学校 3 4 0 校全校に対し、1 校当たり年間 2 1 回派遣 ○中学校 1 4 5 校のうち 4 校に対し、1 校当たり年間 4 8 回派遣 ○特別支援学校 1 2 校全校に対し、派遣なし
京 都 市	○小・中・特別支援学校 2 3 3 校全校に対し、2 人を派遣
大 阪 市	○小・中学校 4 1 8 校のうち 1 4 0 校に対し、8 人を派遣
神 戸 市	○小・中・特別支援学校 2 5 8 校全校に対し、派遣なし
名 古 屋 市	○小・中・特別支援学校 3 7 9 校のうち 3 7 校に対し、4 人を派遣

(注 1) 各都市に令和 3 年 3 月末日現在の状況について聞き取りを行った内容を掲げた。

(注 2) 横浜市は、業務委託契約の内容に派遣人数を定めていない。

1 3 小学校給食における食物アレルギー対応について

(1) 食物アレルギーがある児童数

(単位：人、%)

区 分	人 数
全 児 童	1 1 1, 7 5 9
食物アレルギーがある児童	8, 0 4 3
全 児 童 に 占 め る 割 合	7. 2

(注) 令和2年5月1日現在の人数を掲げた。

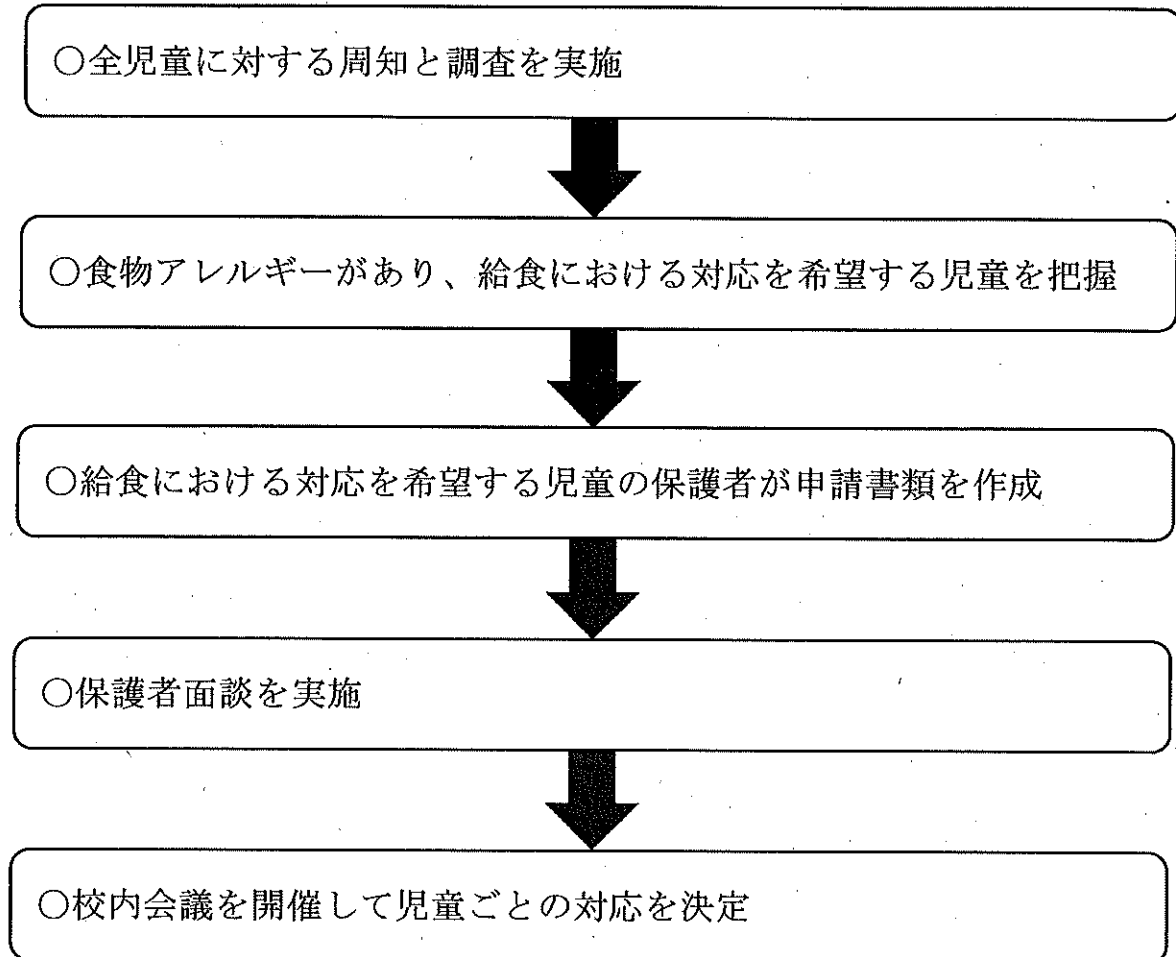
(2) 食物アレルギー対応に係る事故件数

(単位：件)

区 分	元年度	2年度
事故件数	2 4	1 8

(3) 食物アレルギーがある児童への対応

ア 食物アレルギー対応実施までの流れ（毎年度の給食開始までに実施）



イ 日々の給食対応

- 学校から保護者へ献立に含まれるアレルギー物質を記載した資料を提供し、保護者からの申し出を受けた上で具体的な対応方法を決定する。
- 日々の打合せ等で対応方法について関係職員の確認を行うとともに、該当学級においても朝の会や喫食前のあいさつに際して確認を行うなど、学校全体として組織的に対応する。

1 4 勤務時間外の在校時間が月 4 5 時間以上の 教職員数について

(単位：人)

区 分	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度
人 数	7, 2 1 0 (6 7. 7 %)	6, 7 9 2 (6 4. 8 %)	6, 5 4 5 (6 0. 8 %)	6, 0 0 2 (5 5. 0 %)

(注 1) 在校時間がひと月でも月 4 5 時間以上になった小学校、中学校、特別支援学校の人数を掲げた。

(注 2) 技能労務職を除き、常勤講師を含む。

(注 3) () 内は、全教職員数(技能労務職を除き、常勤講師を含む)に占める割合を掲げた。

1 5 教員の負担軽減に係るアンケート結果について

(1) 平成 2 8 年度実施調査

区 分	割 合
応援委員会が設置されたことで、他機関との連携や保護者対応など教員の負担が軽減された	4 9 %

(注) 平成 2 8 年度になごや子ども応援委員会職員が配置されていた 3 4 校の中学校の教員に対して実施した。

(2) 令和元年度実施調査

区 分	割 合
応援委員会が設置されていると、仕事に余裕ができる	7 6 %

(注 1) 全中学校のうち 2 7 校を抽出し、当該学校の教員に対して実施した。

(注 2) 「強くそう思う」「ある程度そう思う」の合計を掲げた。

1.6 学校給食調理場における空調設備の整備状況について

(1) 整備状況

(単位：校)

区 分	整備対象校数	整備校数	未整備校数
小 学 校	262	20	242
中 学 校	1	—	1
特別支援学校	4	1	3
計	267	21	246

(注1) 令和3年3月末日現在の数値を掲げた。

(注2) 小学校には令和3年4月に開校した学校を含む。

(2) 令和2年度整備校数

(単位：校)

区 分	新 築	リニューアル改修	計
小 学 校	1	7	8

1 7 特別支援学校の教室不足について

(単位：室、学級)

区 分	教室数	学級数	不足数	主な対応状況
西養護学校	33	41	8	被服室及び学習室を普通教室に転用
南養護学校	40	43	3	教材室を普通教室に転用
南養護学校 (分校)	17	17	—	—
守山養護学校	44	50	6	学習室及び会議室を普通教室に転用
天白養護学校	19	34	15	紙工室、図工美術室、音楽室、視聴覚室及び教材室を普通教室に転用
計	153	185	32	

(注) 令和2年5月1日現在の数値を掲げた。

18 特別支援学校における児童生徒数の推移について

(単位：人)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
西養護学校	274	265	247	234	235
南養護学校	385	394	376	361	370
天白養護学校	154	170	171	166	169
守山養護学校	330	331	332	320	312
計	1,143	1,160	1,126	1,081	1,086

(注) 各年度5月1日現在の数値を掲げた。

19 特別支援学級在籍者数の推移について

(単位：人)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小 学 校	1,441	1,484	1,627	1,745	1,850
中 学 校	719	738	770	800	812
計	2,160	2,222	2,397	2,545	2,662

(注) 各年度5月1日現在の数値を掲げた。

20 特別支援学校における習熟度別指導について

(1) 習熟度別指導の意義

○生徒の習熟度に合わせた授業により、個々の学びをより深めることや、学習に対する意欲を高めること、達成感を味わわせることが期待できる。

(2) 各学部における習熟度別指導の実施方法

区 分	実施方法
中学部	主に国語や数学の教科学習において、学年全体を習熟度別に2段階程度に分けて実施
高等部	主に国語、数学、理科、社会、外国語の教科学習において、学年全体を習熟度別に3段階程度に分けて実施

2 1 主な不用額について

(単位：千円)

区 分	予 算 現 額	支 出 済 額	繰越明許費	不 用 額
職 員 人 件 費	121,868,309	119,181,141	—	2,687,168
子育て支援施設 等 利 用 給 付	7,274,248	6,494,773	—	779,475
校 舎 等 の リ ニ ュ ー ア ル 改 修	18,703,822	8,797,777	9,152,767	753,278
校 内 L A N 環 境 の 整 備	4,406,056	3,747,206	—	658,850
学 校 光 熱 水 費	3,409,855	2,781,085	—	628,770

